

香川県報



号外

平成 17 年

4 月 1 日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則（人事・行革課） 一

規 則

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表一健康福祉部の部香川県精神保健福祉センターの項中「指導課長」を「次長」に改め、同部香川県立津田病院の項中「（事務局次長が置かれていないときは、服務関係事務については、庶務課長）」を削り、同表商工労働部の部香川県立丸亀高等技術学校の項中「主管課長」を「副校長」に、「総務課長」を「主管課長」に改め、同表農政水産部の部香川県東讃農業改良普及センターの項、香川県中讃農業改良普及センターの項及び香川県西讃農業改良普及センターの項中「あらかじめ所長が指定する職員」を「次長」に改め、同表土木部の部香川県高松土木事務所の項中「桜川ダム建設事務所長」の下に、「春日川河川激甚災害対策特別緊急工事に関する事務については春日川改修事業所長」を加え、同部香川県坂出土木事務所の項を次のように改め、同部香川県善通寺土木事務所の項を削る。

香川県中讃土木事務所

次長

主管課長

別表二の一の項第七号及び第八号中「及び訂正請求」を「訂正請求及び利用停止請求」に改め、同項第九号中「の是正の申出に対する」を「に関する苦情の」に改め、同項中第二十一号を第二十二号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

10 事業者と本人との間に生じた苦情の処理のあつせん等を行うこと。 ○ ○

別表二の二の項第九号中「通勤手当」の下に「の額」を加え、同表四の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を削り、同項備考第三号中「保全課、建設課」を「道路課、河川港湾課」に、「8」を「7」に改め、同表六の項中「関係事務」の下に「（出先機関の長が管理する土地の区域内の放置自動車に係る事務に限る。）」を加え、同表七の項中第二十四号を第二十五号とし、第三号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

3 長期継続契約を締結すること。 ○ ○

別表三監理課の部中十九の項を二十の項とし、十四の項から十八の項までを一項ずつ繰

「十三 屋外広告
物条例関係事
務

「十三 屋外広告
物法関係事務
法：屋外広告

り下げ、同部十三の項中

条：香川県屋
外広告物

条：香川県屋
外広告物

を 物法 に改め、同項第八号及

条例

条例

び第九号を削り、同項第七号中「広告物等を表示する者等から報告を徴し」を「広告物表示者等に必要の報告若しくは資料の提出を求め」に、「土地」を「土地等」に、「で報告を徴し」を「で報告若しくは資料の提出を求め」に、「十四条」を「三十四条一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「十一条」を「二十二条」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号中「五条三項」を「七条三項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

7 許可表示者の変更又は広告物管理者の設置若しくはその変更の届出を受けること。(条十七条、十八条二項・三項)	○			○
8 広告物等の除却又は滅失の届出を受けること。(条十九条二項)	○			○

別表三監理課の部十三の項第二号中「五条一項四号」を「七条一項四号」に改め、同号と同項第五号とし、同項第一号中「道路等に野立広告等の」を「地域等における」に、「又はその」を「その期間の更新を許可し、又はその変更若しくは」に、「四条、九条一項」を「六条、十一条一項、十二条一項」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加え、同項を同部十四の項とする。

1 条例の規定に違反した者に対し、広告物の表示等の停止若しくは広告物の除却その他必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行い、若しくはその命じた者等に行わせること。(法七条一項から三項まで、条二十三條)	○			○
2 条例の規定に違反したはり紙等を自ら除却し、又はその命じた者等に除却させること。(法七条四項)	○			○
3 除却した広告物等の保管、公示、返還、売却及び廃棄をすること。(法八条一項から四項まで)	○			○

別表三監理課の部中十二の項を十三の項とし、三の項から十一の項までを一項ずつ繰り

「条…：香川県公

共用財産

管理条例

下げ、同部二の項中 規…：香川県公 を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「、条十

共用財産

管理条例

施行規則

四条」を削り、同号を同項第一号とし、同項中第三号から第十号までを削り、第十一号を第二号とし、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第三号とし、同項を同部三の項と

二 建設工事 執行関係事務	1 当初の請負代金の額が、一件二千五百円未満の工事（建築工事及び設備関係工事並びに技術的難易度の高い工事を除く。）に係る工事検査員を任命すること。	○	○	
------------------	---	---	---	--

し、同部一の項の次に次のように加える。

別表四の一の表一の項中
係事務 条…：香川県消費者保 務 条…：香川県消費生活 事務 条例 例

同項第一号中「十七条一項」を「二十七条一項」に改め、同項第二号中「十七条二項」を「二十七条二項」に改める。

別表四の九の表七の項第一号中「関係事務」の下に「(14の事項を除く。）」を加え、同項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 自傷他害のおそれのある精神障害者に対し、精神病院等への入院措置をとること。(法二十九条一項)	○			○
--	---	--	--	---

別表四の九の表七の項に次の三号を加える。

12 措置入院者の入院措置を解除すること。(法二十九条の四第一項)	○			○
13 措置入院者の仮退院を許可すること。(法四十条)	○			○
14 精神障害者社会適応訓練事業を実施すること(財務に係る事務を除く。)(法五十条の四)	○			○

別表四の九の表二十一の項第一号中「五条一項」を「四条一項」に改め、同項第二号中「五条二項」を「四条二項」に改め、同項第三号を次のように改める。

3 薬局の管理者又は薬局製造販売医薬品の製造業の管理者が薬局以外の場所で業として薬事に関する実務に従事することを許可すること。(法七条三項、十七条四項)	○			○
--	---	--	--	---

別表四の九の表二十一の項第四号中「薬事業務」を「薬事に関する実務」に、「八条三項」を「七条三項」に改め、同項第五号中「四十条」を「三十八条、四十条一項・二項」に改め、同項中第二十五号を削り、第二十四号を第二十九号とし、第二十三号を第二十八号とし、第二十二号を削り、同項第二十一号中「三条、四条、四条の二」を「四十五条から四十七条まで」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十号中「二条二項、三条、四条、四条の二」を「四十四条から四十七条まで」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第十九号中「二条一項」を「四十四条」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第十八号中「薬局開設、薬局医薬品製造業、一般販売業又は特例販売業」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、薬局開設、一般販売業、特例販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に、「一条の四の三、一条の四の四、一条の四の五、三条、四条、四条の二」を「五条から七条まで、十二条から十四条まで、四十五条から四十七条まで」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十七号中「薬局開設、薬局医薬品製造業、一般販売業又は特例販売業」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、薬局開設、一般販売業、特例販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に、「一条の四の二、二条一項」を「四条、十一条、四十四条」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十六号中「卸売一般販売業者等に対し」を「卸売一般販売業者、薬種商販売業者又はその他の医薬品を業務上取り扱う者に対し、」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十五号中「薬局開設者、薬局医薬品製造業者、医療用具の販売業者若しくは賃貸業者、一般販売業者又は特例販売業者」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、一般販売業者、特例販売業者又は医療機器の販売業者等」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十四号中「卸売一般販売業者等（医薬品等の製造業者、輸入販売業者、国内管理人、薬局開設者、医療用具の販売業者及び賃貸業者、一般販売業者並びに特例販売業者）」を「卸売一般販売業者、薬種商販売業者又はその他の医薬品を業務上取り扱う者（医薬品等の製造販売業者及び製造業者、薬局開設者、一般販売業者、特例販売業者、医療機器の販売業者等並びに医療機器の修理業者）」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十三号中「薬局開設者、薬局医薬品製造業者、医療用具の販売業者若しくは賃貸業者、一般販売業者又は特例販売業者」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、一般販売業者、特例販売業者又は医療機器の販売業者等」に、「六十九条二項・三項」を「六十九条一項から三項まで」に改め、

同号を同項第十九号とし、同項第十二号を削り、同項第十一号中「二十九条の六」を「百四十四条」に改め、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

16	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下この関係事務において「高度管理医療機器等」という。）の販売業若しくは賃貸業の許可をし、又はその更新をすること。（法三十九条一項・四項）	○	○
17	管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。以下この関係事務において同じ。）の販売業又は賃貸業の届出を受けること。（法三十九條の三第一項）	○	○
18	高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者（以下この関係事務において「医療機器販売業者等」という。）から休廃止等の届出又は氏名等の届出を受けること。（法四十条一項・二項、十條）	○	○

別表四の九の表二十一の項第十号中「11、14、16、19及び20」を「15、20、22及び25から27まで」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第九号を第十三号とし、第八号を削り、同項第七号中「薬局医薬品の製造」を「薬局製造販売医薬品の製造販売」に、「七項」を「九項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

10	薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の軽微な変更の届出を受けること。（法十四条十項）	○	○
11	薬局製造販売医薬品の製造販売承認取得者の地位の承継の届出を受けること。（法十四条の八）	○	○
12	薬局製造販売医薬品の製造販売の届出を受け、又は当該届出事項の変更の届出を受けること。（法十四条の九第一項・二項）	○	○

別表四の九の表二十一の項第六号中「薬局医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に、「十二条二項」を「十三条二項」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

8 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可をすること。(法十二条六項)

○
○

別表四の九の表二十一の項第五号の次に次の一号を加える。

6 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可をし、又はその更新をすること。(法十二条一項・二項)

○
○

別表四の十の表一の項第三号中「若しくは保護受託者」を削り、同項第六号を削り、同項第七号中「二十七条七項」を「二十七条五項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「二十七条八項」を「二十七条六項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「二十七条九項」を「二十七条七項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項第十二号中「里親等」を「里親」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「里親等」を「里親」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同項第十七号中「児童擁護施設等」を「里親に委託され、又は児童擁護施設等」に改め、「引き続き」の下に「委託を継続し、又は」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十二号中「又は保護受託者」を削り、同号を同項第二十一号とし、同項第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表四の十一の表一の項第三号中「若しくは保護受託者」を削り、同項第六号を削り、同項第七号中「二十七条七項」を「二十七条五項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「二十七条八項」を「二十七条六項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「二十七条九項」を「二十七条七項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同項第十二号中「里親等」を「里親」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「里親等」を「里親」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同項第十七号中「児童擁護施設等」を「里親に委託され、又は児童擁護施設等」に改め、「引き続き」の下に「委託を継続し、又は」を加え、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同項

第二十二号中「又は保護受託者」を削り、同号を同項第二十号とし、同項中第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表四の二十三の表一の項第一号及び第三号中「五条二項」を「五条一項」に改め、同項第四号中「十一条一項」を「二十七条一項」に改める。

別表四の二十七の表中「地域農業改良普及センター」を「農業改良普及センター」に改め、同表一の項第一号中「改良普及員」を「普及指導員」に、「十四条の六第二項」を「十二条二項」に改める。

別表四の二十九の表一の項第三号を次のように改める。

3 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業若しくは賃貸業の許可をし、又はその更新をすること。(法三十九条一項・四項)

○
○

別表四の二十九の表一の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。)の販売業又は賃貸業の届出を受けること。(法三十九条の三第一項)

○
○

別表四の三十二の表中二十二の項を二十三の項とし、十五の項から二十一の項までを

「十四 屋外広告物条例 係事務」
 「十四 屋外広告物法 係事務」
 項ずつ繰り下げ、同表十四の項中 条：香川県屋外広告物条例
 条：香川県屋外広告物条例

に改め、同項第八号及び第九号を削り、同項第七号中「広告物等を表示する者等から報告を徴し」を「広告物表示者等に必要な報告若しくは資料の提出を求め」に、「土地」を「土地等」に、「で報告を徴し」を「で報告若しくは資料の提出を求め」に、「十四条」を「三十四条一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「十一条」を「二十二条」に改め、同号を同項第九号とし、同項第三号中「五条二項」を「七条三項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

7 許可表示者の変更又は広告物管理者の設置若しくはその変更の届出を受けること。(条十七条、十八条二項・三項)

8 広告物等の除却又は滅失の届出を受けること。(条十九条二項)

別表四の三十二の表十四の項第二号中「五条一項四号」を「七条一項四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号中「道路等に野立広告等の」を「地域等における」に、「又はその」を「その期間の更新を許可し、又はその変更若しくは」に、「四条、九条一項」を「六条、十一条一項、十二条一項」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加え、同項を同表十五の項とする。

1 条例の規定に違反した者に対し、広告物の表示等の停止若しくは広告物の除却その他必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行い、若しくはその命じた者等に行わせること。(法七条一項から三項まで、条二十三条)	○	○	○
2 条例の規定に違反したはり紙等を自ら除却し、又はその命じた者等に除却させること。(法七条四項)	○	○	
3 除却した広告物等の保管、公示、返還、売却及び廃棄をすること。(法八条一項から四項まで)	○	○	

別表四の三十二の表十三の項第一号及び第三号中「五条二項」を「五条一項」に改め、同項第四号中「十一条一項」を「二十七条一項」に改め、同項を同表十四の項とし、同表中十二の項を十三の項とし、三の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二の項中「条：香川県公共用財

産管理条例

規：香川県公共用財 を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「、条十四条」を削り、産管理条例施行

規則

同号を同項第一号とし、同項第三号から第十号までを削り、第十一号を第二号とし、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第三号とし、同項を同表三の項とし、同表一の項

の次に次のように加える。

二 建設工事 執行関係事務	1 当初の請負代金の額が、一件二千五百万円未満の工事(建築工事及び設備関係工事並びに技術的難易度の高い工事を除く。)に係る工事検査員を任命すること。	○	○	
------------------	--	---	---	--

附則
この規則は、公布の日から施行する。

平成十七年四月一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています